（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の一部改正）

第二十六条　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第六項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に、「食品等流通法」という。）第二条第三項に規定する食品等の流通の合理化（以下「食品等の流通の合理化」を「食品等持続的供給法」という。）第二条第五項に規定する流通合理化事業活動（以下「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第五条第三項」を「食品等持続的供給法第八条第五項」に改める。

第二十一条第六項第一号中「食品等の流通の合理化」を「流通合理化事業活動」に改め、同条第七項中「食品等流通法第五条第三項」を「食品等持続的供給法第八条第五項」に改める。

第二十七条の見出しを「（食品等持続的供給法の特例）」に改め、同条中「食品等の流通の合理化」を「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者」を「食品等持続的供給法第八条第七項に規定する認定流通合理化事業者」に、「同条第二項に規定する認定計画」を「同条第一項の認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動計画」に、「食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業」を「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第七条」を「食品等持続的供給法第十五条」に改める。

第三十九条第四項第三号中「食品等の流通の合理化」を「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第五条第三項」を「食品等持続的供給法第八条第五項」に改める。

第四十一条の見出しを「（食品等持続的供給法の特例）」に改め、同条中「食品等の流通の合理化」を「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者」を「食品等持続的供給法第八条第七項に規定する認定流通合理化事業者」に、「同条第二項に規定する認定計画」を「同条第一項の認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動計画」に、「食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業」を「流通合理化事業活動」に、「食品等流通法第七条」を「食品等持続的供給法第十五条」に改める。

（中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　附則第四条第一項の規定により新法第二十二条第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧促進機構は、新法第二十三条各号に掲げる業務及び旧債務保証業務等のほか、次に掲げる規定により施行日前に旧促進機構が締結した債務保証契約に係る業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「旧特例債務保証業務等」という。）を行うものとする。この場合において、旧特例債務保証業務等は、新法の規定の適用については、新法第二十三条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

一　附則第十六条の規定による改正前の中心市街地の活性化に関する法律第五十四条（第一号に係る部分に限る。）

二　附則第十七条の規定による改正前の中小企業等経営強化法第二十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）

三　附則第二十条の規定による改正前の物資の流通の効率化に関する法律第二十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）

四　附則第二十一条の規定による改正前の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）

五　附則第二十二条の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第一項（第一号に係る部分に限る。）

六　附則第二十三条の規定による改正前の米穀の新用途への利用の促進に関する法律第十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）

七　附則第二十四条の規定による改正前の地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）

八　附則第二十五条の規定による改正前の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五十条第一項（第一号に係る部分に限る。）

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

日本学術会議法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

法律第七十号

日本学術会議法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　機関
　第一節　総則（第八条）
　第二節　日本学術会議会員（第九条）
　第三節　総会（第十条―第十五条）
　第四節　役員及び役員会（第十六条―第二十四条）
　第五節　会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会（第二十五条―第二十七条）
　第六節　会員の選任及び解任（第二十八条―第三十二条）
　第七節　役員等の責任及び義務（第三十三条―第三十五条）
　第八節　会議の運営に関する重要事項の決定（第三十六条）
第三章　業務（第三十七条―第四十一条）
第四章　中期的な活動計画等（第四十二条―第四十四条）
第五章　財務及び会計（第四十五条―第四十八条）
第六章　雑則（第四十九条―第五十四条）
第七章　罰則（第五十五条―第五十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　日本学術会議（以下「会議」という。）は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　会議は、学術に関する知見が人類共有の知的資源であるとともに経済社会の健全な発展の基盤となるものであることに鑑み、世界の学界と連携協力して学術の向上発達及び学術に関する知見の活用の推進を図り、もって人類社会の持続的な発展及び国民の福祉の向上に貢献するものとする。

2　国は、この法律の運用に当たっては、我が国の科学者の内外に対する代表機関として政府の諮問に対する答申等を行うという会議の組織及び業務の特性に鑑み、その運営における自主性及び自律性に常に配慮しなければならない。

（法人格）

第三条　会議は、法人とする。

（事務所）

第四条　会議は、主たる事務所を東京都に置く。